

## ② 転換により医療機関と老健施設が併設する場合の設備基準の緩和

・転換により老健施設が医療機関に併設することとなる場合、診察室の共用を可能とする。

【介護給付費分科会に諮問の上、省令等を改正し、平成19年5月施行予定。】

・老健施設、特別養護老人ホーム等が医療機関に併設することとなる場合、階段、エレベーター、出入口等の共用を可能とする。

【通知を改正し、平成19年5月施行予定。】

## ③ 転換後の経営モデルの提示

病床規模別に収支、人員体制等を含めた転換後の経営モデルを提示する。

## ④ 医療法人経営の選択肢の拡大

医療法人が、有料老人ホームや一定の要件を満たす高齢者専用賃貸住宅を設置することを認める。[医療法人の附帯業務の拡大]

【有料老人ホームは平成19年4月施行、高齢者専用賃貸住宅は平成19年5月施行予定。】

## ⑤ 転換時の改修等に関する特別償却制度(法人税)の創設

療養病床を老健施設等に転換するための改修等を行った場合、当該年度の法人税について特別償却(基準取得価額の15%)できる措置を創設し、税負担を軽減する。

【平成19年4月から平成21年3月まで】